

ハイエク著「議会別民主主義の改革」

政治学論集、ハイエク全集 - 5 春秋社 2009年12月10日刊を読む

議会別民主主義の改革 - 真の立法院のための条件 -

1. そうなると、立法院の構成が重大な問題となる。どうすれば、なにが正しいかにかんする世論を本当に反映できて、同時に特殊利益の圧力には屈しないような立法院を作れるだろうか。立法院は憲法によって一般法の制定にのみ限定されるから、具体的あるいは差別的な命令をだしたとしても、それは無効になる。その権威の基盤は一般的ルールへの積極的な関与である。法として有効となる条件は憲法が規定する。たとえば、将来の予測不可能な事例にも適用可能であること、不変性、普遍性などである。憲法裁判所は二つの議院のあいだの権限をめぐる対立について判定すると同時に、法として有効となる条件についての定義に徐々に磨きをかけていかなければならない。
2. だが、真の意味での法制定に機能を限定したとしても、その立法院が行政院と同じように構成されてしまえば、この両院のあいだでの癒着を防ぐことはほとんど不可能だろう。同じように構成されてしまえば、立法院は行政院の目的に必要な法を制定するようになる。それでは現行の制度とたいして変わらない結果になってしまう。私たちが望む立法院は、特殊利益ではなく一般世論を反映した議会である。したがって立法院は、いったんこの任務を託されたからには、特殊集団の支援とは無縁な個人によって構成されなければならない。また、立法院を構成する男女は長期的視点をもてる人物でもなければならない。かつての立法府の構成員は気まぐれな大衆を喜ばせなければならなかったが、新しく構成される立法院は、そのような気まぐれな大衆の一時的な熱狂や流行には左右されない人物によって構成されるべきなのである。
3. これを実現するためには、第一の条件として党派からの独立が必要で、それを保障するには第二の条件がまた別に必要である。つまり、再選願望に支配されないということだ。この二つの理由から私は、通常的生活でそれなりの評価や信頼を勝ちとった男女が15年ほどの長い任期を一期のみ務めるという選出方法を考えてみた。人びとが十分な経験を積み、尊敬されるまでになっていて、しかも任期満了後の生計についてもあまり心配する必要がないように、披選挙年齢をたとえば45歳くらいのかかなり高い年齢に設定してみた。また、60歳で任期満了を迎えた後10年ほどは素人裁判官のような名誉職を保障する。そのような年齢設定でも議員の平均年齢は53歳以下となり、今日それに近い議会の平均年齢よりもまだ若くなるだろう。
4. 議員は一度に全員が選挙されるわけではなく、毎年15年間の任期を満了した議員の代わりに、45歳の議員が選出されることになる。全体の15分の1の議員が毎年選ばれることになるわけだが、私は、市民はすべて45歳になったときに自分たちの世代の代表を選ぶために一度だけ投票するという

方法がよいのではないかと考えている。人の性格や能力を判断するのに最適な人間は同世代の人間であるということが、軍隊のような組織において経験的に示されているからだ。だがそれだけでなく、こうすれば、年齢別の地元クラブのような組織の登場を促進し、面識ある人びとの知識にもとづいた選挙が可能になるのではないかと思うからである。

5．政党が存在しないわけだから、比例代表にまつわるナンセンスもありえない。選挙区の人びとはいわば、同窓生のなかでもっとも尊敬できる人物にその荣誉を与えることになる。このような方法については、(地元クラブが自分たちの当選させたい代表のために運動するなど)間接選挙のような方法が望ましいのではないかなど、面白い疑問がいろいろでてくるだろう。だが、それは一般原則の説明としては適当ではないだろう。

P276 ~ 278

#### [コメント]

選挙権、被選挙権ともに45歳のときに1回限りの行使、議員の任期は15年で、毎年定数の15分の1ずつ改選。ハイエク先生の驚くような提案だが、公の代表としての議員の選出方法としては傾聴に値するものかも知れない。

- 2010年8月31日 林 明夫記 -